

令和5年度第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会合同会議（書面会議）会議録

日 時	令和5年7月20日(木) から7月31日(月) まで
出席者	富田 孝志会長(特別委員会委員長)、大和田野 芳郎委員、早崎 保夫委員、橋本 ゆかり委員、橋本 洋介委員、飯村 恵美理委員、國分 球子委員、相樂 悦子委員、浅里 和茂委員、橋 文紀特別委員、松崎 昭特別委員
報告事項	<p>通学区域弾力的運用制度のフォローアップについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通学区域の弾力化</li> <li>2 学校教育審議会・特別委員会 これまでの経過</li> <li>3 これまでの変更内容</li> <li>4 特認校制の対象校</li> <li>5 隣接区域選択制の対象校</li> <li>6 特認校制(金透小)の対象校</li> <li>7 隣接区域選択制及び特認校制(金透小)卒業後の就学状況</li> <li>8 特認校制(西田学園)の対象校見直し</li> <li>9 過大規模校の現状</li> <li>10 募集(受入)人数等</li> <li>11 弾力的運用制度の今年度スケジュール</li> </ol>
議 事	・審議事項なし ・報告事項1～11
会 議 内 容	
1 開 会	<p>令和5年度第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会合同会議は、「郡山市学校教育審議会条例(以下「条例」という。)」第9条に基づき会長が書面会議と定め、条例第6条に基づき開催した。</p> <p>委員及び特別委員11名のうち、出席者は11名であり、条例第6条第2項に規定する過半数の出席があるため、この特別委員会は成立している。</p>
2 議 事	・報告事項8～意見聴取
委員及び特別委員からの意見	<p>・対象校となった計5校について。</p> <p>同家族内で兄弟姉妹が過去に対象校だった場合の弟、妹の取扱いを保護者へ丁寧に説明していただける様、希望します。あまりないかとは思いますが。</p> <p>・特認校制、隣接区域選択制ともに制度が広く周知され、多くの方に認知されるようになってきたと感じています。</p> <p>西田学園に特認校制度を活用し通学している児童生徒が、実際どの小・中学校の学区からなのかをみて、ニーズがどこに、どんな所にあるのか検証できたらよいのではないかと思います。</p> <p>・西田学園の対象校見直しについて了承いたしました。</p> <p>ただ、前期課程3校減、プラス芳山小・赤木小についても非該当ではありますが、検討しても良いのではと思います。</p> <p>今後、桃見台小も含め、二中・五中学区での減少が気になります。学習・部活動などの中学でも自分のやりたいものを選択できるよう全体的に考えていく時期かもしれません。</p> <p>コロナで行事に対する考え方が変化している事を大いに受け止め、教職員の負担も軽くできるよう考慮したいです。</p> <p>・「特認校制(西田学園)の対象校見直し」については、資料の10ページから15ページの事由から現行対象校の要件②で安積第二小、守山小、緑ヶ丘第一小、安積第二中、郡山第四中が対象外になったこと、芳山小、赤木小については追加しないことが分かりました。対象校がだ</p>

んだん少なくなっていくこともわかり、寂しさも感じております。

本資料からは、今回の非該当校ばかりでなく、郡山市内の他の各小・中学校の児童生徒数の減少も著しいことがわかり、危機感を感じております。

乳幼児施設も同様で園児数の減少が最大の課題となっています。

今後も特認校制や隣接区域選択制のフォローアップが継続できるよう、児童生徒数の増加が図れる魅力ある学校を発信し続けてほしいと思います。

- ・西田学園への就学者定員は、10名を限度としていただきたい。  
また、就学者については、自力での通学が可能なものとしていただきたい。

- ・西田学園のこれまでの対象校であった学校の見直しについては意義ありません。  
以下、お送りいただきました資料から判断されることについて申し述べます。

過大規模校については、少人数指導を取り入れることでかろうじて就学者の受け入れが可能となっています。社会的な要因による児童・生徒数の増減は、郡山市の場合、如何ともし難いと考えます。全体的な子ども数の減少から新設は不可能です。当分の間、通学区域の弾力的運用と少人数指導を併用し今の状況を凌ぐしかありません。したがって、制度をご理解いただくためにも、利用された児童・生徒さんがどのように選択し就学していったか、小学校入学から中学校入学までを明らかにする分かり易い資料が、制度利用を希望される皆さんに常に提示されるようにすべきであると思います。

私達委員に示される資料は、如何に就学を可能にするか数値的に把握することを主にしています。しかし、例えば、金透小の状況からは、金透小に価値を見出す皆さんが特認校制度を利用して積極的に金透小に就学していることが読み取れます。ここから、魅力ある学校に就学したいさせたいと考える子ども達や保護者が多いものと考えられます。少人数指導は学校の魅力を高める手掛かりとなります。受け入れについてだけでなく、今の状況を逆手にとって、それぞれの学校の価値を高める努力を郡山市教委と学校現場に強く求めたいと考えます。

- ・今回の特認校制の対象見直しについて、過大規模校がある一方で過少規模校への対策もこの先課題になっていくと思いました。

郡山市は学校数が多いので、過大になってしまう学校、過少になってしまう学校が出てしまうのは仕方ないと思いますが、通学区域の変更、または隣接区域での選択制をもう少し見直しして行くのが良いのかなあと思いました。

- ・今回の見直しについて了解しました。異議ありません。

富田中学校について、弾力的運用が必要になったら、直に対応できるように準備しておいた方がよいと思います。

- ・特認校制の対象校見直しにつきましては、対象校の学級数が規定を下回ることが予想されることより、ご提案通りの小中学校を対象外とすることに異存はありません。

最近の小学校におけるカリキュラムの変更および必修科目の増加など、指導に当たられている先生方にとっては大きな負担増になっていると推察いたします。例えばこのような科目等の教育を西田学園において充実させることで、特色ある学校であると認知されていくのではと思われます。

- ・「特認校制（西田学園）の対象校見直し」についての検討結果については、異見はございません。

資料20ページの募集（受入）人数を拝見しながら感じたことですが、学年ごとの生徒数（実数）と比較しながら拝見させていただくことができれば良かったかと思えます。

	とくに西田学園は地元の子どもたちの数が減少していると思われ、今後の受け入れについての見通しや課題について、郡山市としてどのようにお考えなのか気になりました。
--	--